

平成25年度 第1回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開 催 平成25年7月30日（金）午後1時30分～3時30分

場 所 エコハウス138 エコホール

出席者 委員16人、運営会議メンバー6人、各部会員5人、事務局8名
(欠席者3人)

1. あいさつ

- ・事務局あいさつ
- ・会長あいさつ 副会長職引継ぎ
- ・各委員、事務局自己紹介

2. 議事

(1) 個別支援会議の活動報告及び分析結果の報告

○相談支援専門員：

平成24年で84件の個別支援会議を行ってまいりました。お手元資料に全ての会議の記録が載っております。

年齢等細かく分析しています。7ページですが、家族の状況というところで例年同じかもしれません、今回も両親が共にいるご家庭が少なく、片親もしくは単身、もしくはご兄弟の方が主にこの方の対応をされているというケースが多かったことが挙げられます。次の主たる障害のところでは、知的と精神の方が多く如実に数では表われていないですけれども、普段対応する中で精神の疾患を患っている方が多いという印象がありました。このようにケースでは知的の方と精神の方がこうした数字で出てきますが、重症心身の方や身体障害の方が挙がってないわけではなくて、個別支援会議という形ではケースとして提供されなかったということです。

7番の診断名のところですが知的障害と精神疾患が多かったという分析で、精神疾患のベースに発達障害の疑いがある方、逆に発達障害も元々おもちの方が生活のしづらさから精神疾患を患ってしまったというケースが多く見受けられました。8番の手帳以外の障害特性等のところでは、障害と疾病が多岐に渡っていたことと、高次脳機能障害、中途障害で、例えば交通事故で脳に障害を負ってしまった方などの、高次脳機能障害のケースが多かったです。今回こうやって出たのは高次脳機能障害という障害自体の名前が広がってきたという表れかなと思いますし、ケースとして個別支援会議で取り扱われるようになったことによると思います。

最後に、収入等というところで生活保護を受給されている方が全体の2割強ありました。成人の方でも本人の収入が無い方、ご家族に頼っている方、経済的に困窮なケースの方が大変目立ちました。会議に出された課題等は見えていただく通りですけれども、今後の協議会の方向性というところを先に報告いたします。

18ページになります。今回の個別支援会議を分析した結果、困難事例としたケースは、個々の障害特性の対応の困難さから発生している場合が多かったです。例えば知的障害とか自閉症とかにくくってしまっていて、同じように対応していいという方は一人

もいなくて個別のそれぞれの対応が必要で、それが困難を極めていたというケースが大変多く感じました。先ほども申しましたが、高次脳機能障害や発達障害という障害の特別な配慮がいる方、今まで一般的に障害者対応をしてきた方とはちょっと違った特別な配慮のいるケースが目立ってきていて、個別の特別な配慮ができる社会資源が乏しいことが挙げられております。

私たちの課題でもありますが、それらの高次脳機能障害や発達障害という分野に精通したスーパーバイザー的な職員が今後育っていくことも課題で、現時点で障害特性に応じて深く対応を検討したり事例を話し合えたりすることが、なかなかできていないことが明らかになりました。

例えば障害をおもちのお子さんが出て、高齢者のご家族がいる世帯に、障害をおもちの一人の方の対応のためご家庭に入ったら、違うご兄弟の方が障害を持ってみえたり、このような困難ケースを多問題家族と呼ばれますが、こういう家庭がかなりあったという印象があります。一つの問題だけでなくたくさんの問題を抱えた家庭を支えていくために、私たちのような福祉の関係、教育、医療、保健などの関係機関が情報を共有しながら、その家庭だけではなくて今の情勢がどういう状況なのかを情報を共有しながら連携していくことが重要ではないかと思っています。

25年の5月から障害者基幹相談支援センターが一宮市に開設され、困難事例や障害特性についてこれまで無かったようなケースも含めて障害をお持ちの方やそのご家族が安心して暮らしていけるように、連携する中心機関となって基幹相談支援センターが機能していった、皆さんが安心して暮らせる社会・地域を作っていけたらいいなと話しました。

ここまでは個別支援会議の説明をしましたが、一事例だけ自分が取り扱った事例を報告します。24年の5月から4回に亘り個別支援会議を開催したご家庭です。入院されていたご本人さんがおみえになって、高齢のお父様と療育手帳がCの弟さんがみえるご家族です。ご本人さんは退院後どうしても家に帰りたい、自宅でお父さんと弟と暮らしたいというご希望が強く、医療機関、相談支援事業所、福祉課を含めまして会議を開催しました。家がちょっと古いマンションですけれどもいわゆるゴミ屋敷でございました。お父さんの対応をされる包括支援センターを含めて、福祉課、病院、相談支援とその家に入りまして片づけをしました。それでも3分の1ほど片付けられたという状況でした。ご家族の方、ご本人さんの意思が在宅生活に希望を持たれておりましたので、退院後はその家でお暮らししていただくという方向を定めまして会議を重ねました。会議時には居宅介護事業所、ヘルパーさん、通所施設、日中活動の生活介護の事業所にも出席いただきました。ご本人とその高齢のご家族、生活が脆弱な弟さんも含めてご家族みんなを支援していこうということで会議をしました。

実際に昨年夏に退院されまして、地域定着支援という支給決定をいただきまして、今後何かあったときにいつでもこちらが対応できるようにして生活が始まりましたが、実際に考えていたよりはるかにお父様と弟さんが障害を持つご本人さんの対応ができませんでした。例えばオムツを交換できない、トイレ介助ができない、オムツを替えることが高齢のお父さんと知的の弟さんにとってはとても大変なことで、本人さんたちも覚悟は決めたといって退院していただきましたが、想像した以上に大変厳し

いものがありまして、本当に居宅のヘルパーさんと日中活動の生活介護の事業所さんが献身的に支援していただきまして生活が何とか成り立っております。

昨年12月26日ぐらいだったと思いますけれども、とても寒い日が続いてましてご本人さんが低体温で動かない、触っても反応しない、何をしても反応がないので通院先から救急車で運ばれました。そうしたら低体温で体温が20何度しかなく30度をきっていた状態でした。その場ですぐにICUに入りまして、お医者さんから命が危ないと言われて、その場で高齢のお父様と療育手帳をお持ちの弟さんとは今後の判断ができないと言われてました。私たち相談支援が立ち会ってましたので、今後この方についてどういった医療を施すのか、または亡くなった後の事後の手続きをどうするのか問い詰められた瞬間がありました。本当に稀なケースだとは思いますがその方たちの生活全体を支えていくということは、こういった場面にも関わらないといけないことを痛感した事例でありました。

結果的には年末年始に命が危ういかもしれないと言われてましたが、今は元気になっておりまして日中活動事業所と、もう自宅には戻らなくて施設入所支援の中の短期入所のサービスを使わせていただいております。自宅には帰っておりません。とてつもなくご本人の命を脅かしたという状況から、次にはご家族も家に帰ってきていいよ、家に帰ってきてほしいという選択をされなかったという事例です。ご本人も家には帰らないという選択をされました。本人さんの意思の尊重、ご家族の意思の尊重はとても大切にしていかなければいけないということを感じながら支援をしました。間違っていると本当に命の危険があるなと感じた事例でございました。以上で報告を終わらせていただきます。

○会長：

只今の個別支援会議の分析、その後大変詳細な一事例ですけれども報告の中で、本当に丁寧な関わりをしていただいた模様を報告いただきまして、日頃の支援センターの皆様的一端を窺えることができたと思います。続きまして、議題（2）でございまして各部会からの報告をしていただきます。

(2) 生活支援部会、発達支援部会、就労支援部会、相談支援連絡会、運営会議、日中活動事業所連絡会の報告について

○生活支援部会部会員：

現在、一宮市の自立支援協議会の組織図につきましては、お手元資料のようになっておりまして、生活支援部会の活動でその下部組織のホーム連絡会、ヘルパー連絡会、医療的ケアネットワークについても簡単に説明をします。

内容につきましては、人材育成プロジェクト、権利擁護プロジェクト、セーフティネットプロジェクトの3つのプロジェクトチームで報告のとおり活動しております。

まず人材育成のプロジェクトですが、毎年2回福祉の仕事を知るための福祉事業所見学バスツアーを開催しています。毎回、福祉バスツアーには子どもさんのサービスと、日中活動のサービス、暮らしの場の活動のサービスのそれぞれが見られるような工夫

をしています。今年度は子どもさんのサービスにつきましては、NPO法人さんの放課後等デイサービスを見学させていただきます。実際に子どもさんが活動しているところは見られないものですから、活動の状況をパワーポイント等でまとめて丁寧に説明していただきました。

日中の活動につきましては、2つの事業所のご協力で障害の重い方たちが自分の取り組める作業に精一杯参加しているところを見学しました。

暮らしの場の見学につきましては、こちらも2か所見学しています。利用者さんが日中の活動をしているので建物だけの見学でしたが、ホームの中で様々な工夫をされていることを世話人さんから説明をしていただきながら、普段見ることのできない暮らしの場所の見学できました。

続きまして、警察プロジェクトは3回目になりますが、障害のある方が地域で生活していく上で、応援団の一つとして警察が応援していただけるというイメージがなかなか持つことができなかつた。3年前から一宮警察の好意で障害の方たちについて、色々知っていただく活動や、あるいは警察から地域で暮らす上での様々な問題、それから対応策についてお話をいただく機会をいただいています。

地域で安心して暮らすためにということで、お巡りさんと一緒に考えようということで今年度も開催しました。今年度は土曜日に開催したのは、就労している人たちも対象ということで、比較的犯罪に巻き込まれやすい人たちにもたくさん参加していただくことができました。休日というところでありましたが、警察の方にご協力いただいて実りある研修会となりました。

実際には交通マナーの問題とか、実際に地域の中で起きている犯罪について具体的な内容とそれに対応する方法や護身術等なども警察から教えていただいて、参加した皆さんの方からは、お巡りさんが何かあったときは助けてもらえるという意識を持つことができました、大変ありがたい企画にできました。

続きまして、ヘルパー連絡会。これも人材育成プロジェクトの一つですが、実際に居宅介護の事業所で働いているヘルパーさんたちの研修と連携等を考えている企画です。今年度6月14日に第1回を開催しています。約60名の参加がありました。テーマは今、介護職が医療的ケアの実施ができるようになったと、法整備は少しずつ整っていますが実際にはまだまだ足りない中で、ヘルパーさんたちに医療的ケアの必要性やそれに対する技術提供などの研修を行うことができ、ヘルパーさんたちの意識の高まりを期待する連絡会にすることができました。

続きまして、ホーム連絡会です。毎月第1水曜日に行っております。これは市内の居住系の全事業所に参加していただいております。昨年度より一宮市からホームに対する単独事業で助成をいただいている事業所さんの見学をさせてもらい、情報共有の機会にすることができました。それぞれのホームの運営等について学び、新たな課題等の話をする機会にできています。

続きまして、医療的ケアネットワークです。先ほどのヘルパー連絡会の中でも少し話題にしましたが、地域には重度の障害の方たちも地域生活を営む権利を有することになっていて、その方たちが地域で生活するためには医療と切り離すことができない、重い障害の方たちもたくさんお見えです。その中で生活支援としての医療的ケアを介

護従事者もできるようにということで、地域の暮らしの幅を広げていくことのネットワーク作り目的としています。痰の吸引と経管栄養等を今、介護福祉士さんたちができる体制や市内でそういう人材を育成するための新しい仕組み作りをしたいということで話し合いを行っています。

最後に、コンビニプロジェクトということで今年度の目玉にしたいと思っておりますが、障害のある方たちが地域で生活していく上で、市内のコンビニが私たちのネットワークの中に入っていることができると、非常に生活しやすいのではということを目指して活動しています。地域のコンビニとつながって障害の方たちを理解していただけるような何か取り組みができないかということで、着々と様々なプロジェクト、企画を考えているところです。

○発達支援部会部会員：

個別支援会議の分析の報告にもありましたように、大人になった時にベースに発達障害が疑わしくて、色々な困難さが強くなっていくケースがあって、大人になるとなかなか改善していくのは難しいというようなことがありました。それを受け、より柔軟なうちに早期にその子の偏った部分に適切に丁寧に関わっていくことによって、社会性を身につけるということで、発達支援部会ができましたが、子どもさん中心の話ですので、車イスを使っているような障害のある子どもたちの話もしております。

こうしたお子さんたちの対応も地域でそれぞれの社会資源と手に手を取り合って、子どもさんが望んでいたり親御さんたちが望んでいるような発達支援が一宮に作られたり、根付くといいということで、昨年度に引き続き進めております。

今年度の重点課題として上がっているのが、啓発リーフレットの作成といちのみやサポートブックを地域により意味深いものとして根付かせるような活動、また児童発達支援センターを中核とした一宮市における発達支援の体制作りということで、この3つを重点課題として進めています。

まず一つ目の啓発リーフレットについては、今もう出来上がってきています。大きめですけれども3つ折タイプです。どんなことを目標にして考えたかといいますと、子育てで不安を抱えていたら気軽に相談してくださいということを広く呼びかけるものと位置づけています。最近なかなかお母さん同士の横のつながりがないので、ちょっと子育てに不安があるとすぐにインターネットで調べます。全てが正しい情報とは限りませんし、とても偏った情報が載っているからお母さんとしてもどんな内容なら相談へ行ったらいいのか、これぐらいの程度ではそのまま放っておけばいいのか、それとも相談に行くべきなのかが非常に線引きが難しいところがあります。

リーフレットでは、例えば小学生の頃でいうと忘れ物、無くし物に困ることが多いとか、縄跳びが上手くできない、なかなかコツがつかめない、こういった子たちも相談の対象となってきたので、認識をより高めていただいて、まずはそのお子さんが通っている保育園や小学校、どこでもいいのでとにかく身近なところで相談してみましょと、その先にはちょっと専門的な相談場所があるということを意図しています。広く呼びかけたいので地域のお子さんたちがよく足を運ぶような場所、小児科医だったり、歯医者さんだったり、支援センターだつたりに置けるといいと思っております。

次の、いちのみやサポートブックをこの地域に根付かせる活動としては、母子通園施設を中心に各施設をだいたい2回ほど説明に回っています。年度の始めはまずサポートブックがあることや、これを使うことのメリットをお母さんたちにお伝えしております。ちょうど卒園間近の2月ないし3月ぐらいにもう一度その施設に行かせていただいて、実際に書く練習をしてもらっています。そして次の年につなげていただくという活動をしています。さらに今年度はこのサポートブックを手にした保護者の方に対して、アンケート調査をして内容がより良いものになるようにということで活動しております。また、色々な市町のサポートブックを見たり、一部の保護者の方からも真似するものがないとなかなか書けないという声が届いてきているので、記入例を加えようかと考えています。医療機関の受診時に、特に歯医者さんだったり耳鼻科さんだったり、受診時に子どもが何をされるか分からないとき、例えば「お医者さんから少し特別な伝え方をしてくれると伝わりやすいです」ということを書いてあるとスムーズなケースがたくさんあって、そのようなことが書ける欄を追加していこうと思っています。そして、重症心身障害児の方にも活用しやすいように新たな項目を付け加えて、全てのお子さんにとって意味のあるものにしていけたらと思っています。

最後ですけれども、児童発達支援センター、一宮市における支援の体制ということで9月から、子どもの発達相談を中学校区で分け、お母さんが困った時にすぐ声が届くような体制にしていこうと思っています。チラシを子どもさんと携わるような機関の方たちにお配りして説明に行っております。最終的には先ほどの個別支援会議の分析の中にも出ていましたが、特に発達障害に対しての専門的な助言だったり、アドバイスだったり、支援方法が難しいという話がありましたので、基幹相談支援センターと同じように、特に発達支援が必要なお子さんや発達障害が疑われるようなお子さんのケースに関しては、後方支援的な役割を担い、委託の相談支援センターさんを中心にサービス等利用計画を作り事業所さんと連携を取りながら進めていけたらと思っています。

今後ですが、児童発達支援事業の受給者証を新たに更新する方は毎年100名ありますので、当然その方たちの将来の安全、安心を目に見える形で保障していくという話を進めていくこともそうですし、誰にとっても生活しやすい世の中にしていけたらと思っています。小学校、保育園や幼稚園とか色々な機関と連携できるようになってきました。今後は内容が問われてくると思っていますので、内容も含めて研修会等の企画等もやっていきたいと思っています。

○就労支援部会部会員：

就労支援部会は、働きたい方が働けるということと、その中でも障害のある方が地域の担い手になっていくことを、福祉就労の方たちも含めて働いている方がハッピーになっていくという点に着目しながら活動を進めています。

まず一つ目ですが、就労支援機関マップを目下作成中です。市民の方にどんなところに行ったらいいのか分かりやすく知っていただくためのもので、昨年度からの取り組み今年度には完成できるのではというところです。具体的な内容については、事業所が載っている簡易的な地図と事業所の連絡先、ここまではどこでもやっています

が、色々な事業所があつて多分市民の方は分からないと思うので、こういったところに行ったらいいか分かるフローチャートを加えたいと思っています。

両面印刷したものを福祉課だったり、ハローワークだったり、人が集まるところに設置できたらと思っています。

このフローチャートについては、今後デザイン化して載せますが、就職できないとか、難しいなというところからスタートして、状態をみながら、こういったところに相談に行ったらいいのかということを知りやすくしていきます。

マップと併せてパンフレットの作成も現在進めていて、各事業所にフォーマットで作成してもらっています。概要版として事業所名と営業時間帯を記入いただいて、A4版のものを印刷してクリアファイルに綴じて冊子化したものを設置していきたいと思っています。

マップ、パンフレットともハローワーク一宮のご協力のもと、稲沢市と一宮市の三者共同で現在作成を進めています。この9月には完成予定ですので、皆さんの目にも9月以降、目に留まるようになるかと思えます。

そのほかに、就労支援していく中で企業の理解も必要ですが、そのためにハローワーク、稲沢市と共同で11月に稲沢市民会館で、愛知労働局主催のイベントがあります。その際に各事業所がブースを出して企業の方にどんな活動をしているのかということを知り、それぞれの事業所が思い思いにPRし理解してもらえよう現在準備中です。就業・生活支援センターさんを中心に企画してもらっています。

今後、市内の色々なところへ出張して相談会ができればいいということで、これは9月に試行的に行うことを考えています。その他、昨年度からの取り組みの中で、農業分野における障害者雇用だとか業務分析についても取り組んでいます。こちらも協力企業がなかなか忙しくて進んでいない状況ですが、しっかり進めていきたいと思っています。

最後に、福祉就労においても工賃アップとかということより、多くの仕事に就けるような形での取り組みというのも部会では行っていきたいと考えています。就労支援部会からの報告については以上となります。

○相談支援連絡会部会員：

相談支援連絡会は、日々、皆さんの困りごとを受けている中のスペシャルな困りごとを話し合っています。今ここにある問題をどうしたらいいかということで、日々頭を悩ませています。

今年の1月～3月については、まだ基幹相談支援センターが始まる前ということで、主に相談の検討をしてきました。

4月になり基幹相談支援センターが加わり、基幹相談支援センターや委託の相談支援センターの役割分担、そのほか指定、特定の事業所の相談支援専門員はどんな立場で市民の皆さんのために活動したらいいのかということを知り合いました。4月、5月は本会で報告しました個別支援会議の分析とまとめを行いました。

ほかに去年の秋から第4木曜日に勉強会を相談支援連絡会として開催しています。これは委託相談支援事業所だけでなく、指定、特定相談支援事業所や、委託を受けて

いないところも含めて、一人ひとりの相談支援専門員の質の向上ということで、計画の作成にあたって担当者の方にご協力いただき、書類を作るためだけの支援ではなくて実際にその方の一人一人の生活を支援するために作る計画の必要な書式を確認しました。この方に関わる支援者全員の連携の取り方について、どんなやり方をすれば上手くいくかというところを勉強しています。

一例として相談支援連絡会で相談したケースを紹介したいと思います。今年の1月に他県から転入してきた30代の親子、母子が転入してきました。その転入してきた先は要介護状態のお母さんのお家でした。障害のある30代の母親の支援をしていましたが、支援していく中でこの母親が加害者となって子どもさんを虐待しているかもしれないとか、高齢者であるお母さんを虐待しているかもしれないというような事が切れ切れに伝わってきて、その情報に多くの機関が関わっていて連携が初めから上手く取れていないものですから、何が本当か分からないまま個別支援会議を開催しました。参加していただいた子育て支援課、訪問看護、包括支援センター、障害福祉サービス事業所、生活保護担当のケースワーカー、基幹相談支援センターで、皆がつかんでいる情報を共有しました。子どもさんへの虐待があるとしたら誰がどう動いたらいいのかとか、当事者である母親はなぜそういう行為してしまうのかを皆で一緒に考えなければいけないとか、お母さんへの虐待が本当であっても同様であると、本当に多くの機関が関わってくれました。子育て支援課にお話をする事で今度は何かあった時に児童相談所が動いてくださるというようなことで、どんどん広がりを持ちながら支援をしています。精神の疾患を抱えている母親で事情があって引っ越してきましたが、周りにお友達もなく孤立し、ちゃんと子どもを育てたいと思いながらもなかなか上手くいかないというこの方に出会って、私一人で抱えてしまうととても重いので、サービス調整や計画作成を通して、傾聴するという事は何とかできているかもしれませんが、上手くできないという現状を相談支援連絡会で相談しながら、よりよい支援、できるだけよい支援をしたいという思いで関わっています。

もう一つ、相談支援連絡会で相談していたケースについて、5月からは本格的に基幹相談支援センターが動き出し、定例の第3木曜日を待たなくてもすぐに相談できるようになったというところが強みになっています。委託の方だけのメンバーで相談支援連絡会をやっていた時は結論困っていますということをお話しすることが多かったのですが、今回は本当にいつでも相談できる機関ができました。メンバーが常時3人と福祉課の担当1人入れて4人で、高齢者の包括支援センターと比べるとまだまだ数が足りないなと思っています。今年もまた相談支援専門員の県の研修が始まって、相談支援専門員の数が増えていくことを期待して、相談支援連絡会の報告を終わらせていただきます。

○運営会議・運営委員：

資料で前半1月～6月のご報告をしております。運営委員として、メンバーは福祉会ですとか医療法人等含めて、毎月開催しています。最初に個別支援会議の報告について1件1件説明してもらい、その後各部会の進捗状況についての報告してもらいます。その際に、運営委員としての提案をしております。また、今年度に入りまして基幹相

談支援センターが設置されましたので、少しずつですが一般相談支援センターの位置づけや、5月に入りましてからは実際の動きについて報告をもらっています。

もう一つ運営会議として気にしているのは、計画相談支援です。先ほどお話ありましたが、相談支援専門員の数については増えていくのかもしれませんが、運営会議としても委員同士で頭をひねりながら、一宮市自立支援協議会全体としてどんなように動けるのかということを議論しているところです。

○日中活動事業所連絡会担当・運営委員：

自立支援協議会のパンフレットを開いていただきますと、自立支援協議会の組織図が載っています。本会議の下に運営会議があり、運営会議の直属で日中活動事業所連絡会があります。

ちょうど去年の今頃にできた連絡会です。当時、学校を卒業した子の行き先が心配だと話題になって、通所関係の事業所等に呼び掛けて始まりました。

3か月に1回開催していきまして、振り返りますと合計5回になり、平均的に30人ぐらい参加してもらっています。市内の養護学校の進路担当の先生にも来てもらい、あとは主に相談支援センター等に参加してもらっています。日中活動事業所が学校卒業後のポイントになっていきますし、昨年度からサービスを使うには相談支援センターがサービス等利用計画を作らなければならないと法律が変わりました。また相談支援センター側も相談を受けた人をどこの事業所へお願いしていけばいいだろうかということで、日中活動事業所の状況がどうなっているかつかみたいというところがあるので、積極的に出ていただいています。

この3つはいい感じで関係性は深く、3か月に1回の寄り合いとなっています。通所施設というと昔は法律的に社会福祉法人ばかりでしたが、現在は株式会社、有限会社とか色々な方々が事業をしていて、そういう意味では色々な考え方があって、3か月に1回なので結構出席してもらっています。それなりに貢献しているという感じだと思います。ちょっと考えても30人がぱっと集まるのは、結構確実に皆様に参加していただいているなと感じがします。内容的には42ページの3番目のところに書いたことを交流していて、今後もそうやって期待していただいている方々の期待に応えられるようにしていかなければと思っています。

○会長：

只今の(2)の議題、大変詳細にそれぞれの部会あるいは会から、ご報告いただきました。最後に紹介ありましたプリントですが、年々内容が充実してきまして私の実感としても、ご報告いただいたことから受け取れますのは、形の上での組織でなく、それぞれが本当に自主的に機能していると私は実感させていただきました。

今年度5月から基幹相談支援センターが新しく立ち上がりましたが、具体的なイメージがまだ皆さんに十分には浸透するまでには至っていないと思います。この説明は(4)の議題の新規事業の中で、事務局のほうから説明があるかと思いますが、こちらのほうに委ねていきたいと思っています。この基幹相談支援センターというのがこれからは非常に大きな意味を持った組織になってくると思います。次に、(3)障害福

祉計画の進捗状況について市のほうからお願いしたいと思います。

(3) 障害福祉計画の進捗状況について

○事務局：

資料43ページをご覧ください。この表は障害福祉サービスの見込量と利用実績を示した資料です。平成23年度と24年度について、第3期障害福祉計画の見込量と利用実績をそれぞれ比較しています。それぞれの右側には23年度と24年度の実績比較を記載しています。一番右側には第3期障害福祉計画の25年度の見込量のみを記載してあります。24年度の各サービスの数値を中心に説明します。

まず、1)の訪問系サービスをご覧ください。訪問系サービスとは、ヘルパーさんが障害のある方のご自宅に伺って入浴、排泄、食事などの介護や家事などの援助を行うサービスです。これについては概ね見込み通りの実績となっております。

続きまして2)の日中系活動系サービスをご覧ください。日中系活動系サービスとは障害のある方が昼間通所して介護を受けるサービスですとか、自立に向けた身体機能や生活能力の向上等のためのサービス、また就労に向けての知識や能力向上の訓練をするサービスです。この中の自立訓練の機能訓練の見込量ですが、見込量に対して実績が263.6%と大きくなっています。こちらの数値に関しては市内に機能訓練の事業所がございませんので、利用は少ないのではないかという推測で3期策定時に最低数を見込んだため、こうした実績となっております。

同じく生活介護については、こちらは見込量に対する実績が少なくなっています。就労移行支援、その下就労継続支援A型、B型が多くなっています。特にA型については228.6%と大きくなっていますが、これは事業所数が10件増加した結果となっております。また、2)の短期入所については、年度比較で実績が減少しておりますが、これはグループホームやケアホームへの入所前の対応として短期入所施設の長期使用が増えていて、そうした数値の表れとなっております。

続きまして、3)居住系サービスをご覧ください。グループホーム・ケアホームは障害のある方が入浴、排泄、食事などの介護または日常生活の援助などを受けながら夜間や休日を過ごす共同生活の場です。このサービスについては見込量をやや上回る利用実績となっております。これは国、県や一宮市の建設補助事業に加えて、事業者さん独自の取り組みで施設が増加した結果です。しかし、居住の場であるグループホーム、ケアホームの需要は依然として多く、市としてもバックアップの重要性を感じています。同じく施設入所支援についてですけれども、見込み通りの実績となっております。

4)の相談支援をご覧ください。相談支援とは自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者の方などにサービス提供ため計画の作成を支援するものですが、見込量に対して非常に高い利用実績となっております。先ほどからお話が出ていますが、24年度から計画相談事業の対象者見直しにより、障害福祉サービスを使う全ての方が計画相談の対象になったということによる影響です。こちらの見込みは3期策定時には想定できなかったところになります。この見直しにより件数が大きく増加し、相談支援業務体制が非常に厳しいことになっていて、数値にも表れています。相談支援専門員さんの養成等が早急の課題となっております。

44ページ、こちらは地域生活支援事業の見込量と実績です。

1) の相談支援事業をご覧ください。相談支援事業とは福祉サービスの利用援助や権利擁護のための援助を行う相談事業ですが、この事業のうち障害者相談支援事業は見込量6か所を達成していますが、相談支援機能強化事業及び住宅入居等支援事業については実施していません。成年後見制度利用支援事業については計画通り実施できています。

2) のコミュニケーション支援事業をご覧ください。コミュニケーション支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能などの障害のある方のために手話通訳や要約筆記者などを派遣するものです。このサービスについては見込量を上回る利用実績となっていて、通院時などに多く利用があります。

3) 日常生活用具給付等事業をご覧ください。日常生活用具給付等事業とは、特殊ベッド、ストマ用装具、紙おむつなどを給付するものです。このサービスについては、全ての項目について利用実績が見込量を下回っています。ただしストマ用具や紙おむつといった排泄管理支援用具については利用が年々伸びています。

4) 移動支援事業をご覧ください。移動支援事業とは屋外での移動が困難な障害のある方のためにヘルパーが付き添い外出を支援するサービスです。このサービスについては事業所数は見込量増えていませんが、見込量通りの利用実績となっています。利用者のニーズ増に既存の事業所が対応しているものと考えます。

5) 地域活動支援センターをご覧ください。地域活動支援センターとは創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスですが、概ね見込通りの実績となっております。

6) 日中一時支援事業をご覧ください。日中一時支援事業とは介護者の負担を軽減するために預かりを行うサービスです。事業所数というのは見込みを下回っています。利用回数については見込みを上回る実績となっています。多くの方がサービスを必要としていて、既存事業所の対応で利用が増えたという結果です。

以上、数値についてご説明しましたが、最後に全体的な傾向について少し触れます。24年度の利用実績について、多くのサービスで見込みを上回るものになっていますが、これに比例するように事業所数は伸びていません。

多くの事業所が参入することで利用が進むものと思っていますので、まだ潜在的なニーズは満たされていない状況という感触を持っています。

特に、就労系サービスですとか、地域移行の推進により不足のほうが懸念されております居住系サービスにつきましては、多くのニーズがあると思っています。事務局からは以上ですが、引き続き運営会議からの考察をお願いします。

○運営会議・運営委員：

事務局の分析で、就労系・居住系サービスについて潜在的なニーズが満たされていないかもしれないという認識が示されましたので、数字にとらわれないで思うところを4つ述べます。

一つ目は、ホームの待機者は圧倒的に多くてグループホーム、ケアホームが足りていない状況で、一宮市の独自補助金で3年間建設費を出すという特別な形で取り組んで

もらっています。ですがそれでも、できたらすぐ一杯になってしまう状況がありますが、国の制度的な問題として手を上げたが運営が大変であることや、通所施設に比べて公的な資金がかなり低い水準であるということで、なかなか色々な団体が積極的に運営をしようとされません。日中活動系に比べれば事業をやる団体が少ないという感じですが。

二つ目は、ヘルパーについて数字に表れてこないことです。本当は使いたいけど使えないということが昔から課題になっていて、自立支援協議会のヘルパー連絡会など色々なところで挙がっています。休日や夜間にもっと使いたいですが、実際そこで動いてもらえるヘルパーが見つからないと、斡旋したくてもできないという実態があるということです。例えば入院中の障害の重い人は、誰かがみてあげないといけないう状況でも、医療機関にいる間はヘルパーが入れない現実があったりして、まだまだ国の制度の改善が必要ではと思います。

三つ目は、今の国の制度に障害程度区分認定というものがあって、いくつ以上だとかいうサービスが使えるとか使えないというルールがあります。法改正により来年4月から障害支援区分になりますが、区分認定のあり方を改正する案が示されています。今の仕組みの中で知的障害や精神障害の方の例だと、例えば通所施設やホームの中で施設の方が一生懸命ケアした結果、順調に自立度が高まって、区分3だった方が2になってしまったら、その方はもう生活介護の通所施設は利用できません。おかしいと思われまじけれども、今回の改正案にはその点は加味すると書いてありました。

四つ目は、家庭基盤がかなり弱い方とか、かなり障害が重い方というのは、なかなか行き先がなくて適切なサービスを斡旋することが困難なことです。現状一宮市として、どうしているかというところ、委託の相談というより相談支援事業所の相談員がインフォーマルとか全然制度に結びつかない別の動きをして、必死で支えてという実態があります。ただ、それも限界があるので、そういう方々を何とかしていかないといけないと感じています。数字に表れていない制度的な課題として意見を申し上げました。

○会長：

(3)の議題については、市から障害福祉計画の24年度の見込量等、その前年との比較をし、説明を縷々していただいたところですが、加えましてそこから読み取れる部分、それからそれを超えて実際に動いていただいている体験に基づいた分析を加えていただきました。この報告及び分析結果、体験から出てきている4つの課題はどれをとってもご指摘の通りだと思っています。

一つお願いですが、ヘルパーさんのことでお話がありましたが、使いたいけど使えないというところで、もう少し詳しく説明いただけないでしょうか。

○生活支援部会・部会員：

先ほどは夜間や休日の話が出ましたが、日中活動事業所利用者や学校に通っている方は、もちろん夏休みは別ですが、月曜日から金曜日までの活動場所の保障をされていて、土日は一般的にご本人さんにとって何か余暇の取り組みたい、お出かけをしたい、調理をしたい等のご希望があります。もしくはご家族も月曜日から金曜日まで働いて

いて、土日はゆっくりしたい場合があります。土日に移動支援や居宅のサービスが入れるといいけれども、土日は事業所の都合もあって利用できなかったり、医療的ケアが必要な方は、365日24時間対応でお母様やご家族の方が対応されている方もたくさんみえて、夜間の対応もしくは医療的ケア、気管切開されている方、胃ろうをされている方、人工呼吸器をつけている方などの対応は居宅介護事業所でもできるところが限られています。一宮市内を見渡してもそんなにたくさんはありません。対応し切れていない部分があり、足りていないという現状です。

○生活支援部会・部会員：

ヘルパー連絡会でも話をしていますが、一宮市の事業所の数を見渡してみると障害を対象とする事業所が少ないです。事業所はたくさんあっても介護保険は対象とするけれども、障害は理由もなく怖いからやらないということも実際にあります。そのためにヘルパー連絡会で介護保険だけの事業所に声をかけて、障害も介護保険のようにケアマネ的な役割をする人が要るようになったことも話しながら、理解をと思っていましたが、介護保険もケアマネが足りてないことを聞くようになりました。今は新しくヘルパーになろうという方や仕事が無いという若い方が障害分野に入ってくれるといいなと日々思いながら、バスツアー等により人材確保について取り組んでいますが、なかなかヘルパーが足りていない現状だと思えます。

○会長：

結論的に言えばヘルパー自体が足りていない事業所もあり、ニーズに比べたらまだ少ないということに対しては事業所の立ち上げや障害をやってくださるヘルパーをどういうふうに増やしていくかが課題になると思えます。

次の（４）平成25年度の新規事業について、説明をお願いいたします。

（４）平成25年度の新規事業について

○事務局：

45ページをご覧ください。一つ目は一宮市障害者基幹相談支援センターの開設についてです。今年5月から思いやり会館の3階に一宮市障害者基幹相談支援センターを開設しました。センターの主な仕事として虐待に関する対応、困難事例ケース検討など、6か所ある相談支援センターと一緒に活動をしています。主に相談支援センターの後方支援組織ということで設置しています。

24年度から始まりました障害福祉サービスを利用するための計画相談業務も増加しています。計画を立てられる相談支援専門員の数がかんがえられないということで、相談員の育成、充実に基幹相談支援センターも関わりながらやっています。配置職員につきましては6か所の委託相談支援事業所から交代で出ていまして、毎日そのうちの3名と市の職員1名合わせて4名が基幹相談支援センターに勤務しています。

二つ目ですが、軽度・中等度難聴児補聴器助成制度を新設しました。身体障害者手帳の対象とならない軽度、中等度の18歳未満の難聴児、言語発達の支援等を目的に補

聴器の購入費及び修理費の助成制度です。愛知県内では名古屋市、豊田市、それから一宮市ということでこの4月から3市が取り組んでいます。利用者負担につきましては障害者総合支援法の補装具と同様に原則1割という形です。

最後の三つ目ですが、昨年度からの継続事業の市単独事業のグループホーム、ケアホーム建設補助金について、24年度に引き続きまして市単独事業のグループホーム、ケアホーム建設補助を実施しています。補助概要ですが、グループホーム、ケアホームの定員が5名以上かつ短期入所の定員が2名以上を条件に、建設費の2分の1、上限額1500万円としています。今年度も昨年度に引き続き、補助予定件数が3件となっています。以上が新年度の事業です。

○会長：

また私からで恐縮ですけれども、①の障害者基幹相談支援センター、これは昨年度の2回目の協議会におきましてこういった機関の必要性等につきましては、協議会のほうでも希望したところですので、よかったと思います。そこでの事業を実際に説明してもらいましたが、1点、障害者虐待防止法施行によりどこの市町村においても、いわゆる基幹相談支援センターに相当するものが新しく必要になってくるわけです。もし差し支えなければ掻い摘んで、障害者虐待に対する活動の一端を少しご紹介願えますか。大まかな傾向みたいなもので結構です。

○運営会議・運営委員：

基幹相談支援センターの役割とその中の虐待防止センターの役割を簡単に説明します。5月から開始しました基幹相談支援センターは、一宮市の障害のある方たちの身近に相談支援体制を整えていきたいということで、様々な相談に対する対応、体制を強化していくために設けられたものです。障害者の相談については、私たち6か所の委託の相談支援センターと、昨年度から始まりましたケアプランを作成する相談支援事業所と、もう一つは、精神科病院や入所施設にいる方たちの地域生活への移行を整えるための地域移行の相談支援事業と、さらに18歳以下の子どもさんに対応する障害児相談の4つに内容に分かれています。それぞれの地域に必要な相談支援体制を整えていくこと、さらにその体制を強化していくために、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を作っていくことと、そのことによりネットワークを強化していくことを目的としています。

内容としては、この地域の相談支援に携わる人材育成のための勉強会と事例検討会などを定期的で開催するなど、人材の育成強化による体制強化を図っていきたく考えています。その中に虐待防止に関する役割があって、相談支援センター、市福祉課、もしくは虐待防止センターに届く様々な虐待、権利侵害に対応しています。

自宅での養護者、家族からの虐待と障害福祉サービス事業所での虐待、さらに働いている企業での虐待とそれぞれに対応していますが、これはあくまで障害のある方の権利を守ることと実際に権利侵害が起きないための予防的な対応をしっかりとしていくことで、地域の障害者の権利擁護の意識を高めていくことが基幹の役割であると思っています。通報があったものは全て虐待の疑いとして対応し、一つ一つ芽を摘み、地

域の中の虐待問題に対しての連帯意識を高めていくための働きをしたいと考えています。

○会長：

次の議題（５）その他で何か事務局ありますか。

（５）その他

○事務局：

事務局から１件連絡です。今年度第１回目の会議がこれで終わりが、第２回の会議の予定をお知らせします。１月中旬の開催の予定をしておりますので、また近くなりましたら改めて事務局からお知らせしますので、その節は出席をよろしく願いいたします。

○会長：

次回は１月中旬の予定です。よろしく願いいたします。それでは、本日の議題は只今を持ちまして全て終了いたしました。ご審議、ご協力いただきましてありがとうございました。これにて閉会します。

議事録署名

会長

委員

委員